

# 法定外公共用財産使用許可申請について

## 1 申請書の記入について

- ・ 申請者住所 法人にあっては、主たる事務所の所在地を記入
- ・ 申請者氏名 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を記入
- ・ 場所 使用者の土地地番（公図又は14条地図の使用地番）を記入  
例：伊予郡松前町大字筒井〇〇字△△番地先
- ・ 目的 「給水管理設」「通路橋架設」「～設置」と記入
- ・ 数量 使用する目的の物の使用延長、または使用する物の面積を記入
- ・ 使用期間 申請した年から最大5年以内
- ・ 施設又は工作物の構造 管種、橋の構造等を記入
- ・ 工事等の実施方法 申請者自らが行う場合は「自営」、その他は「請負」と記入
- ・ 工事等の実施期間 実施予定日を記入

## 2 必要添付書類について（法定外公共用財産使用許可申請書の裏面に記載有り）

- (1) 付近見取図（住宅地図） 使用している区域を赤線を表示すること
- (2) 関係する土地登記事項証明書（要約書でも受付ます。）  
松山地方法務局で取得し、添付すること。（申請地の登記簿謄本）

※ 現況道路であっても民地である可能性があります。公図を確認の上、申請地先が有地番となっている場合は確認の必要がありますので、登記事項証明書の添付をお願いします。

- (3) 地図等の写し 法務局備付のもの（法14条地図等）を取得し、添付すること。  
（申請地を黄色、里道を赤色、水路を水色に着色すること）

※(2)、(3)については、登記情報サービスでの取得も可とします。

- (4) 平面図 使用部分、地番、工作物等を記入すること
- (5) 丈量図 使用区域の面積及び延長を記入すること

※(4)、(5)については、農道、水路等使用する場所の幅員、面積を明記して、申請書に記載すること。  
また、区長の承諾書に添付する図面とは別に添付をお願いします。

- (6) 事業計画書 目的・方法を記入すること
- (7) 工作物の設計書等 橋を架ける時には、設計図等が必要
- (8) 境界査定の写真 官民境界線を明確にするために、境界査定を受けているかどうか申請者に確認すること。申請人が境界確認を行っている場合には境界確認書の添付をお願いします。
- (9) 写真 使用部分を赤線で表示すること
- (10) 誓約書 申請者の住所、氏名を記入すること
- (11) 利害関係者の承諾書 区長または水利組合の承諾書  
農道、水路に関しては区長（水利組合）の承諾書が必要  
・ 承諾書の様式の次に区長に確認を得た図面とホッチキス留めを行い、  
区長の印鑑で割印をしてもらうこと  
・ 松前町有地のみであれば区長（水利組合）の承諾書は添付しなくて可
- (12) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類  
申請者と土地所有者が申請時点で違う場合は、土地所有者の同意が必要。

## 3 注意事項

- ・ 申請書は財政課財産管理係へ正副2部提出してください
- ・ 使用物件の工事が完了した後は、工事完了届を1部財政課財産管理係へ提出してください
- ・ 使用期間満了後も、継続して使用する場合は継続手続きが必要になります。期間満了前に松前町から通知を行いますので、使用者にお伝え下さい
- ・ 許可を受けた後に住所変更、改氏名、使用权の継承及び廃止を行った場合は財政課財産管理係へ届出が必要です
- ・ 土地の売買等により使用权が譲渡する場合は、譲渡者へ許可を行いますので譲渡手続きをお願いします

## お願い事項

財政課財産管理係で申請書を受付した後、構造部分についての許可は、各所管課で審査をしています。このため、事前協議が必要な場合は、各所管課で協議をお願いします。

### ○ 架橋（構造）について（まちづくり課土木係）

- ・ 日常の維持管理が困難となりますので、4 m以上の通路橋を設置する場合は、開口部寸法が最低90cm×60cm以上のグレーチング（グレーチング寸法では100cm×70cm）を使用し、開口部を設置してください。

### ○ 排水管（管径・管種等）について（まちづくり課土木係）

- ・ 道路を横断して、排水管を埋設する場合は、排水口の上部に、通路橋が設置されていないことを確認して計画をしてください。
- ・ 排水管を埋設する際、水路や道路部分の使用をするときはまちづくり課土木係に協議願います。

### ○ 給水管（管径・管種等）について（上下水道課水道工務係・まちづくり課土木係）

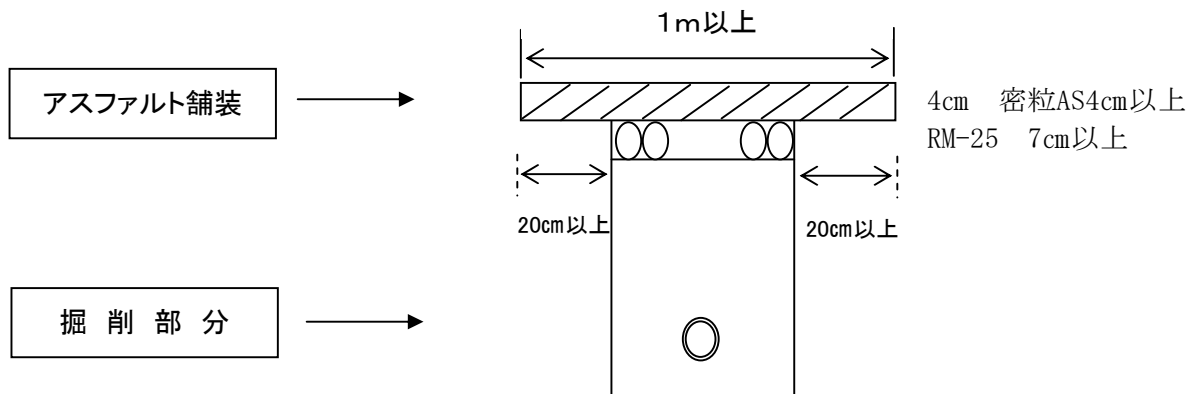
- ・ 上下水道課と協議後に申請書の提出をお願いします。  
（水路を横断使用するときは、下越しで計画をお願いします。）  
万一、上越しする場合は、協議後理由書が必要となる場合があります。
- ・ 給水管を埋設する際、水路や道路部分の使用をするときはまちづくり課土木係に協議願います。

### ○ 写真の添付について（財政課財産管理係）

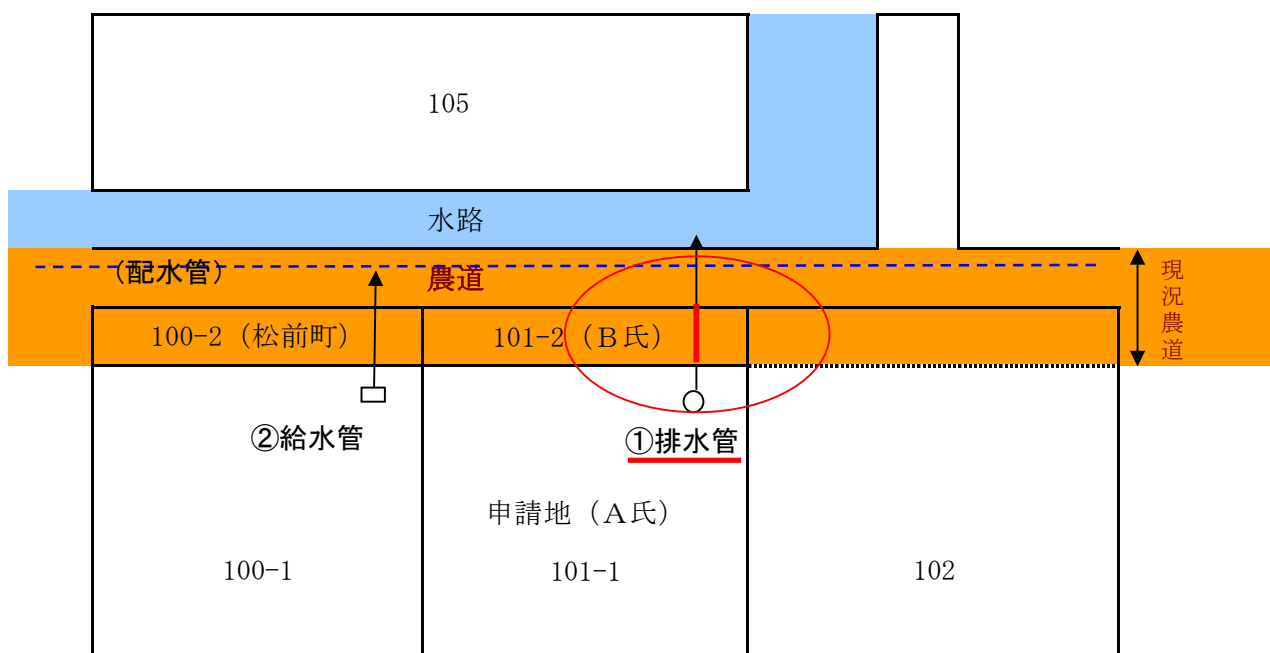
- ・ 通路橋を設置しようとする場合は、対面地の所有者の排水管口が架橋上部にないか確認ができるように写真撮影をしてください。

### ○ 舗装復旧幅（断面図）について（まちづくり課土木係）

アスファルト舗装道路を掘削する場合は、現状復旧をお願いします。  
工事完了後の舗装については、1 m以上で現状復旧をしてください。  
基本的な構成はこのとおりですが、詳細については別途まちづくり課土木係へお尋ねください。



◎ 申請書を提出する時に気をつけてください（所有者の確認）



- ① 使用物件が私有地を横断すると考えられる場合は、公図と現地を確認の上、土地所有者の同意（B氏）を得てください。

現況農道であっても、公図を確認すると私有地である場合があります。十分に注意して計画を行ってください。